

三重県公報

第七千五百九十二号

昭和二十九年十月一日

金 曜 日

主要目次

告 示

- 一 公有水面埋立地区域編入
- 一 公有水面埋立免許
- 一 通知照会
- 一 堤防を道路として使用する場合の取り扱ひについて

告 示

◎三重県告示第七百六十二号

志摩郡大王町船越字風ヶ崎地先の次の公有水面埋立地をそれぞれ大王町船越字風ヶ崎の区域に編入し、昭和二十九年十月十日から施行する。

昭和二十九年十月一日

三重県知事 青 木 理

志摩郡大王町船越字風ヶ崎地先公有水面埋立地

二四八坪九合三勺

” 字風ヶ崎地先公有水面埋立地

一四六坪八合七勺

” 字風ヶ崎地先公有水面埋立地

三一坪九合八勺

◎三重県告示第七百六十三号

志摩郡大王町船越字野沖地先の次の公有水面埋立地をそれぞれ大王町船越字野沖の区域に編入し、昭和二十九年十月十日から施行する。

昭和二十九年十月一日

三重県知事 青 木 理

志摩郡大王町船越字野沖地先公有水面埋立地

五六坪五合四勺

字野沖地先公有水面埋立地

六〇坪八合

◎三重県告示第七百六十四号

志摩郡大王町船越字浦山地先の公有水面埋立地をそれぞれ大王町船越字浦山の区域に編入し、昭和二十九年十月十日から施行する。

昭和二十九年十月一日

三重県知事 青 木 理

志摩郡大王町船越字浦山地先公有水面埋立地

四〇坪

字浦山地先公有水面埋立地

六〇坪三合六勺

◎三重県告示第七百六十五号

志摩郡大王町船越字半女地先の公有水面埋立地をそれぞれ大王町船越字半女の区域に編入し、昭和二十九年十月十日から施行する。

昭和二十九年十月一日

三重県知事 青 木 理

志摩郡大王町船越字半女地先公有水面埋立地

三一五坪三合七勺

字半女地先公有水面埋立地

五七坪五合四勺

字半女地先公有水面埋立地

五三三坪三合二勺

字半女地先公有水面埋立地

五七坪八合

字半女地先公有水面埋立地

二三九坪九合七勺

◎三重県告示第七百六十六号

志摩郡大王町船越字コイジ地先の次の公有水面埋立地をそれぞれ大王町船越字コイジの区域に編入し、昭和二十九年十月十日から施行する。

昭和二十九年十月一日

三重県知事 青 木 理

志摩郡大王町船越字コイジ地先公有水面埋立地

六九坪

字コイジ地先公有水面埋立地

五八坪四合

字コイジ地先公有水面埋立地

一七九坪二合

字コイジ地先公有水面埋立地

三一坪二合

◎三重県告示第七百六十七号

志摩郡大王町船越字赤崎地先の次の公有水面埋立地をそれぞれ大王町船越字赤崎の区域に編入し、昭和二十九年十月十日から施行する。

昭和二十九年十月一日

三重県知事 青 木 理

志摩郡大王町船越字赤崎地先公有水面埋立地

五三坪八合

字赤崎地先公有水面埋立地

五四坪九合二勺

字赤崎地先公有水面埋立地

二二坪〇合八勺

字赤崎地先公有水面埋立地

三七坪三合四勺

◎三重県告示第七百六十八号

志摩郡大王町船越字中谷地先公有水面埋立地四五坪六合八勺を志摩郡大王町船越字中谷の区域に編入し、昭和二十九年十月十日から施行する。

昭和二十九年十月一日

三重県知事 青 木 理

◎三重県告示第七百六十九号

志摩郡大王町船越字船越地先公有水面埋立地六五坪九合九勺を志摩郡大王町船越字船越の区域に編入し、昭和二十九年十月十日から施行する。

昭和二十九年十月一日

三重県知事 青 木 理

◎三重県告示第七百七十号

志摩郡大王町船越字野田地先公有水面埋立地一五四坪八合六勺を志摩郡大王町船越字野田の区域に編入し、昭和二十九年十月十日から施行する。

昭和二十九年十月一日

三重県知事 青 木 理

◎三重県告示第七百七十一号

志摩郡大王町船越字大倉地先公有水面埋立地四六坪七合二勺

を志摩郡大王町船越字大倉の区域に編入し、昭和二十九年十月十日から施行する。

昭和二十九年十月一日

三重県知事 青木 理

◎三重県告示第七百七十二号

公有水面埋立について、次のように免許した。

昭和二十九年十月一日

三重県知事 青木 理

一 願人の住所氏名職業

度会郡南海村大字迫間浦五四二の四番地

漁業 中村徳之助

二 埋立の場所および面積

度会郡南海村大字迫間浦字福浦部田地先海面六十一坪四合一勺

三 埋立の目的

漁業用資材置場および道路敷

工事着手およびしゅん功期限

着 手 免許の日から一月

しゅん功 昭和三十年十月十五日

五 埋立免許の年月日

昭和二十九年九月十七日

通知照会

◎河第一五四六号

昭和二十九年十月一日

土木部 長

各市町村長殿
各土木出張所長殿

河川附属物である堤防を道路として使用する

場合の取り扱いについて(通知)

右については、次のおりであるから取り扱いについては方遺漏のないようにして下さい。

記

河川附属物である堤防を道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路として使用する場合は、相互に効用を兼ることになり、いわゆる兼用工作物となる。従つて占用または使用の取り扱いをすべきでなく、道路の区域決定に先立つて、道路法第二十条の規定により道路管理者は河川管理者に協議すべきである。

なお、路線の認定についても右に準じて認定権者は河川管理者に協議するものである。

昭和二十九年十月一日